

松山市長 中 村 時 広

松山市地域におけるまちづくり条例施行規則をここに公布する。

記

松山市地域におけるまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松山市地域におけるまちづくり条例（平成 2 1 年条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(規約の記載事項)

第 3 条 条例第 7 条第 4 号の規約には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 設立の目的
- (3) 事務所の所在地
- (4) 活動の内容
- (5) 区域
- (6) 構成員の資格に関する事項
- (7) 代表者及び役員等の職務、任期、選出方法に関する事項
- (8) 議決機関及び執行機関に関する事項
- (9) まちづくり計画に関する事項
- (10) 財源に関する事項
- (11) 監査に関する事項
- (12) 情報公開に関する事項
- (13) 個人情報の保護に関する事項

(まちづくり協議会の認定要件)

第 4 条 条例第 7 条第 7 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 区域内の住民自治を行うために結成された組織であること。
- (2) 民主的かつ公平・公正・中立的な組織の運営が見込まれること。
- (3) 組織の自主的かつ自律的な運営が見込まれること。
- (4) 次に掲げる団体が構成員として加入していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

イ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体

- (5) その他市長が必要と認める事項

（認定の手続）

第5条 条例第7条の規定による市長の認定（以下「認定」という。）を受けようとするまちづくり協議会は、まちづくり協議会認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 構成員名簿及び役員名簿
- (3) 区域を示す図面
- (4) 当該年度の事業計画及び予算書

2 市長は、条例第8条の規定により認定の申請があった場合は、認定の要件について審査し、要件に適合すると認めるときはまちづくり協議会認定書（第2号様式）により、要件に適合しないと認めるときはまちづくり協議会不認定通知書（第3号様式）により当該まちづくり協議会に通知しなければならない。

3 市長は、認定をしようとするときは、条例第15条に規定する松山市地域におけるまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くことができる。

4 市長は、認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

（変更の届出）

第6条 条例第9条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 代表者
- (2) 名称
- (3) 事務所の所在地

(4) 設立の目的

(5) 区域

2 条例第9条の規定による変更の届出は、まちづくり協議会認定内容変更届出書（第4号様式）に変更内容を示す書類を添えて、変更後遅滞なく市長に提出することにより行わなければならない。

3 市長は、条例第9条の規定による変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

（解散等に伴う届出）

第7条 認定まちづくり協議会が解散するときは、あらかじめ、認定まちづくり協議会解散届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

（認定取消しの事由）

第8条 条例第10条に規定する認定まちづくり協議会として適当でないと認めるときとは、認定まちづくり協議会が次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときとする。

(1) 活動実態がなく、以後再開されないことが明らかであるとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により認定を受けたとき。

(3) 運営に不正な行為があったとき。

(4) その他認定を取り消すべき事由があると市長が認めるとき。

2 市長は、条例第10条の規定により認定を取り消すときは、委員会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、条例第10条の規定により認定を取り消したときは、まちづくり協議会認定取消通知書（第6号様式）により通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

（まちづくり計画案への意見）

第9条 認定まちづくり協議会は、まちづくり計画を策定しようとするときは、あらかじめ、まちづくり計画事前意見依頼書（第7号様式）にまちづくり計画の案及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出することにより、その意見を求めることができる。

2 市長は、前項のまちづくり計画事前意見依頼書の提出があった場合は、まちづくり計画意見書（第8号様式）により意見を述べなければならない。

（まちづくり計画の届出）

第10条 認定まちづくり協議会は、まちづくり計画を策定したときは、まちづくり計画作成届出書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出ることができる。

- (1) まちづくり計画
- (2) 地区住民等の同意を得ていることを示す書類
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(委員会の組織)

第11条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する者とする。

(委員会の運営)

第12条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の部会)

第13条 委員会は、所掌事務を円滑に処理するため必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長及び副委員長のほか、委員長が委員会に諮って指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長をもって充てる。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理し、その調査審議の経過及び結果を委員会に報告する。
- 6 委員会は、その運営上適当と認めるときは、部会における決議をもって委員会の決議とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第14条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(委任)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）松山市長

（申請者）

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

⑩

まちづくり協議会認定申請書

松山市地域におけるまちづくり条例第8条の規定により、まちづくり協議会の認定を次のとおり申請します。

協議会の名称	
事務所の所在地	
設立年月日	
人 口 等	区域内の人口 人（ 年 月 日 現在） 区域内の世帯数 世帯（ 年 月 日 現在）
主な構成団体	
活 動 の 目 的	

（注）以下の資料を添付してください。

- 1 規約
- 2 構成員名簿（個人又は団体の別が分かるもの）
- 3 役員名簿
- 4 活動区域及び隣接との境が分かる地図
- 5 事業計画
- 6 予算書

第2号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

松山市長

印

### まちづくり協議会認定書

松山市地域におけるまちづくり条例第7条の規定により、貴団体をまちづくり協議会として認定いたします。

認定番号	
協議会の名称	
設立年月日	
備考	

第 号  
年 月 日

様

松山市長

印

まちづくり協議会不認定通知書

年 月 日付けで貴団体から申請のあったまちづくり協議会の認定について、認定しないこととしたので、松山市地域におけるまちづくり条例施行規則第5条第2項の規定により通知いたします。

団 体 の 名 称	
団 体 の 代 表 者 住 所 ・ 氏 名	
認 定 し な い こ と と し た 理 由	
備 考	

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、松山市を被告として（訴訟において松山市を代表する者は、市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）松山市長

（届出者）

協議会の名称

代表者住所

代表者氏名

㊟

まちづくり協議会認定内容変更届出書

まちづくり協議会の認定内容に変更がありましたので、松山市地域におけるまちづくり条例第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

認定内容	変更後	変更前	変更年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

（注）変更内容の詳細が分かる書類を添付してください。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）松山市長

（届出者）

協議会の名称

代表者住所

代表者氏名

㊞

認定まちづくり協議会解散届出書

まちづくり協議会を解散したので、松山市地域におけるまちづくり条例施行規則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

協議会の名称	
認定年月日 及び 認定番号	
解散年月日	
解散理由	
備考	

第 号  
年 月 日

様

松山市長

印

まちづくり協議会認定取消通知書

松山市地域におけるまちづくり条例第10条の規定により貴団体の認定を取り消しましたので、お知らせいたします。

協議会の名称	
認定年月日 及び 認定番号認定番号	
取消理由	
備考	

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、松山市を被告として（訴訟において松山市を代表する者は、市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）松山市長

（依頼者）

協議会の名称

代表者住所

代表者氏名

㊞

まちづくり計画事前意見依頼書

松山市地域におけるまちづくり条例施行規則第9条第1項の規定により意見を求めます。

まちづくり 計画の案の名称	
計画（予定）期間	
備 考	

（注）以下の資料を添付してください。

- 1 まちづくり計画の案
- 2 計画の策定に関するこれまでの経緯と今後の予定

第8号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

松山市長

印

まちづくり計画意見書

年 月 日付けで依頼のありましたまちづくり計画の案について、松山市地域におけるまちづくり条例施行規則第9条第2項の規定により次のとおり意見を申し上げます。

まちづくり 計画の案の名称	
市の意見	

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）松山市長

（申請者）

協議会の名称

代表者住所

代表者氏名

㊞

まちづくり計画作成届出書

まちづくり計画を作成したので、松山市地域におけるまちづくり条例施行規則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

まちづくり 計画の名称	
まちづくり 計画の期間	
備 考	

（注）以下の資料を添付してください。

- 1 まちづくり計画
- 2 地区住民等の同意を得ていることを示す書類
- 3 その他市長が必要と認める書類